

## <市民参加に係る意見、課題等のまとめ資料>

### 1 市民参加に関する周知について

市民の市民参加意識の向上、市民参加制度の認知度の向上、市民参加手続きに関する事前、事後の情報提供の方法など、市民への周知、PRについて

- 市民の市民参加意識
  - A) 限られた市民の参加にとどまっており、市民が市政に関心を持つための工夫や、市民参加の実施に関するわかりやすい情報提供が必要である。(事務局)
  - B) 市民参加条例の施行から 6 年以上が経っているのに、市民の市民参加意識が低い状態であると認識している。予算の確保をし、PR のための印刷物の発行やイベントの開催など、市民参加の意識を高めるための方策が必要。(委員)
  - C) 市政への文句、苦情は聞くので、何かしら感じてはいるように思う。(委員)
  - D) 市政に無関心な人には、市民参加手続きや審議会について理解してもらうのはなおさら難しい。(委員)
  - E) まちへの愛着が高まれば市民参加意識も高まるのではないか。(委員)
  - F) 市民参加制度への市民の関心度が低い。(庁内アンケート)
  - G) ごく一部の関心のある市民の意見のみが議論の対象となってしまう。(庁内アンケート)
  - H) 市民参加制度の認知度は 71.8%。市の施策や事業の企画立案・実施や評価、条例の制定等に「参加したい」「できるかぎり参加したい」と回答した市民は 74.4%。(市民アンケート)
  - I) 「市の施策や事業が市民の意見を反映しているか」の問いに「ある程度反映されている」と回答した市民が 33.3%であるのに対し、「あまり反映されていない」「ほとんど反映されていない」と回答した市民は 38.5%とやや高い。また、「わからない」と回答した市民も 26.5%。(市民アンケート)
- PR の手法
  - A) 市政に対して興味、関心が薄いので、きっかけになるものを。かわいいキャラクター「まいピー」や、ツイッター、インスタグラムなどの SNS を活用して。(委員、委員)
  - B) 露出が少ないのもっと PR を。交通安全や防犯などでは旗や缶バッジなどを作っているが、市民参加も何か動きがあるところを見せて、メディアに取りあげてもらえるようにしたほうがいいのでは。(委員)
  - C) 市内のイベントには人が集まるので、そこで PR をしてもいいのでは。(委員)
  - D) お年寄りインターネットを使わない方が多いので、情報を手に入れる方法が限られている。PR するにも工夫が必要。(委員)
  - E) 若い方を取り入れていくには、若い人たちが使って目にしているものに情報を流すことが必要ではないか。(委員)
  - F) フェイスブックやツイッター等で「いいね」してもらえると繋がりのある人に広がっていく。「いいね」してもらえるような情報発信を。(委員)

- G) テレビや SNS 等、知ろうとしなくても目に入ってくるものは話題になる。(委員、委員)
- H) 当課で掲載したパブリックコメントへの反応が少なかったため市民への周知が必要だと考えます。(庁内アンケート)
- 市民参加の人材バンク的なものも検討してはどうか。札幌市では「さっぽろ市民参加メール」なるメールマガジンを開設している。このようなものを足掛かりにし、公募委員経験者などを集めたデータバンクを作っておくことも有効。伊達市では、「まちづくり人材バンク」という制度を設けている。(委員)
  - 議会や審議会等の傍聴者の数は多いとは言えず、市政や市民参加に関する市民の関心度を表していると考え。傍聴者を増やす手法として、「傍聴ツアー」の開催や「傍聴スタンプラリー」などの開催を企画することも一案。(委員)
  - 審議会等の委員名簿を HP 上で探すのが極めて困難。各会議の概要・トピックスなども含め委員の選考方法・名簿・任期・報酬など情報提供を求める。(委員)
  - 審議会等の開催告知に関して HP 上で確認するしかないのが現状です。会議を傍聴しようと考えている市政に関心を持っている市民には会議日程をメールなどで知らせることもできるのではないか。(委員)
  - 住民説明会やパブリックコメントの周知の方法に関して、ホームページや広報などを活用しても、知らなかったなど、ご指摘を受ける場面が多々ある。(庁内アンケート)
  - 10 代の回答者を除くほぼ全員が、広報北広島 (79%) か、市のホームページ (87%) を見ているという結果。パブコメの資料を整備している「市役所・各出張所等の窓口・掲示板」は 3% と少ない。(市民アンケート)
  - 施策や事業の事案の検討を役所の中だけではなく、もっと地域に入って聞ききてほしい。声を持っていけない人いる、広報周知活動がぜんぜん足りない。時代に合った情報の配信の仕方をしてほしい。地域の方の力を信じてもっと任せてほしい。住民の活動をもっとサポートしてほしい。(30 代) (市民アンケート)
  - 市からの情報の発信、市民への情報の歩み寄りが低く感じます。(40 代) (市民アンケート)
  - 郵送でのアンケート依頼が来た事がありますが、その結果を HP に公表して欲しいですし、それによって市政に反映された事がわかるようにしてほしいです。(30 代) (市民アンケート)

## ● 職員の市民参加意識

- A) 「市民参加条例を制定する前と後では、市役所内での業務を遂行上で意識等に変化はありましたか」の問いに、「非常に変わった」「変わった」が 63.6%。(庁内アンケート)
- B) 「どのようなことをプラスに感じましたか」の問いに、「市民の考えを知ることができた」が 48.5%と最多。次点は「十分な情報提供・情報共有ができた」39.4%。(庁内アンケート)
- C) 「どのようなことをマイナスに感じましたか」の問いに、「政策決定まで時間がかかった」45.5%、「業務量が増えた」33.3%。(庁内アンケート)
- D) 市民参加手続のプラスとマイナスとを比較すると、「プラスはマイナスを上回る」24.2%、「プラスとマイナスはほぼ同じ」24.2%、「プラスはマイナスを下回る」3.0%、「わからない」12.1%。(庁内アンケート)

## 2 市民参加の方法について

既存の市民参加手続き（ワークショップ、パブリックコメント、審議会、市民説明会、市民投票、その他市の期間が適切と認める方法）、市民政策提案、市民の声などの改善や、新しい市民参加の方法の検討について

### ● 審議会等

- A) 審議会等も条例に定める市民参加の方法のひとつであることを再認識し、公募委員の積極的登用や事務局主導ではなく会議の委員が主体的に議論できるような運営に心掛けていただきたい。（委員）
- B) 審議会等の公募委員について意見を持った積極的な市民だけではなく、プラーヌクスツェレ<sup>\*</sup>のように無作為抽出による委員も多様な市民意見を反映させるために必要ではないか。このような委員を公募委員の中に入れてもよいのではないか。（三鷹市で実施）また、専門家の意見や情報も大切なので、各審議会等に専門家枠も必要。（委員）
 

<sup>\*</sup>「無作為抽出で選ばれ、限られた期間、有償で日々の労働から解放され、進行役のアシストを受けつつ、事前に与えられた解決可能な計画に関する課題に取り組む市民グループである」
- C) 条例では市民をかなり幅広く定義している。審議会等の公募委員の募集資格が的確か再度確認する必要がある。18歳からなのか20歳からなのか、市内在住者に限られている場合も多いようである。市民の定義も含め議論が必要。（委員）
- D) 審議会の公募委員は各種審議会等合わせると、かなりの人数になると思われる。公募委員のような市政や市民参加に関心のある方たちが意見交換できる場を作ってはどうか。京都市では、「市民公募委員サロン」なるものを開催している。（委員）
- E) 市民参加をよりしやすくするために、審議会の時間帯、年代別など区別してはどうでしょうか？また謝礼や交通費を出すなどして、まずは興味を持ってもらい、参加してもらうのがいいかと思います。（30代）（市民アンケート）⇒委員報酬、交通費はお支払いしています。

### ● パブリックコメント

- A) パブリックコメントを実施する時期・段階の再検討が必要。現在は最終案の段階で行っているが、企画立案時の方が意見を出しやすいという声もある。（事務局）
- B) パブリックコメントで意見を出すまでに、理解しなければならないことが多く、手間がかかる。要点をしぼる、あるいはいくつかの選択肢を提示して市民からの意見を求めるなど、もっと簡潔にできないか。（委員）
- C) パブリックコメントについて意見を広く集めるために、案件とかかわりの深い団体等に意見を求めるDMを出してはどうか。また、市の職員にも積極的に意見提出をしてもらうように通達を出してはどうか。（市職員は市政について日ごろから考え専門的な知識もあり、担当課以外の案件については意見をもっている職員も多いのでは。）（委員）
- D) パブリックコメントの回答方法については、意見提出者への郵送による回答書の送付を行

っているが、提出者の回答方法の選択があってもよいのではないか。郵送・メール・不要（HP での閲覧で OK）の 3 択としてはどうか。そうすることで、市民参加のコストを下げる  
ことが可能。（委員）

- E) パブリックコメントへの意見等の件数が少ないから市民参加意識が低い、とは判断できない。把握するのは難しいが、表には出てこない賛成、反対というものもある。（委員）
- F) 案件に対する市民の関心度にも左右されるが、パブリックコメントは形骸化しつつあるのではないか？全く意見のない案件がよく見受けられる。パブリックコメントの出し方に工夫必要なのでは？（庁内アンケート）
- G) 市民の関心が低く、特にパブリックコメントに関しては、手続きが形骸化し事務が煩雑化するだけで効果が表れない。また、意見提出があっても限りなく特定少数であり市民の意向として政策に反映すべきものか判断は困難である。さらに、意見提出がない場合でも、賛同を得られたため意見がないのか関心がなく見ていないのかわからない。何人見たかもわからない。（庁内アンケート）

- 市民政策提案制度

- A) 市民政策提案の現在提出がない状況については、ハードルの高さが一因と思われる。素案策定の際はハードルが高くて当たり前との考えが主流だったが、果たしてそうだろうか。行政のプロしか提出できないようなイメージがある。市民のアイデアを生かすには専門的なアドバイザーのような方（例えば議員）がいれば、市民の素朴なアイデアを提出案にすることができるのではないか。（委員）
- B) 市民政策提案まではできないが、市でこんなことをやってはどうかといったような陳情に近いようなことを提案できるシステムもあっていいのではないか。「きたひろしま市民会議」では様々な意見が出されていた。このように、あえて聞いてみると意見が出てくるのであれば、市の事業に対して常設的な意見募集のシステムも検討の価値がある。（委員）

- 新しい市民参加の方法について

- A) フェイスブック等 SNS を活用した取り組み
  - 1. パブリックコメントの意見提出数が少ない事についてももっと増やすことができないか議論が必要です。たとえば、HP 上で FB のような「いいね！」をつけることができないか。パブリックコメントは異議のある方が参加するといったイメージがあるので賛成意見も反映できるとよいのではないか。（委員）
  - 2. パブリックコメントのような難しい話だけじゃなくて、市がやろうとしていることに対して「それいいね」というのも意見だと思う。フェイスブック等の「いいね」は賛同者が見てわかる。（委員）
- B) 町内会活動は市民参加の原点だと思っている。もっと町内会や自治連合会を活用した手法を考えてみては。（委員）
- C) 「きたひろしま市民会議」の毎年開催を求める。また、根拠法として市民参加条例の市民参加の方法にこの会議を加え、条例を改正すべき。（委員）

- D) 市民が意見を出しやすい手続き、手法を考える時期ではないか。(委員)
- 効率性・コストの問題
    - A) より多くの市民の参加や丁寧な情報提供や議論を求めるほど、市民参加手続きに要する時間や手間、コストがかかる。(事務局)
    - B) 市民参加のコスト認識はできているか。一般に市民参加にはコストと時間がかかるといわれ、特にアンケート調査の外部委託に高額なコストがかかっているため、内部での製作はできないか検討すべき。コストに見合った意見収集がされているのか、今一度検証してみる必要がある。(委員)
    - C) パブリックコメントや審議会の委員の応募等は、多ければ多いほどいいと思っていたが、100件、200件来ると人手も時間もかかる。(委員)
    - D) 手続きの簡素化、手続きに要する期間の長さの見直しが必要。(庁内アンケート)
    - E) 手続きに要する期間を事案によって短縮も可とする。但し、説明会などを併用した場合などの条件付で。(庁内アンケート)
    - F) インターネット回答で、自動集計等のソフトがあると集計しやすい(庁内アンケート)
    - G) パブリックコメントの意見が多数となった場合、政策決定に時間を要する。(庁内アンケート)
    - H) 2以上(パブコメ+市民説明会など)の実施が負担である。(庁内アンケート)
  - 子どもたちの参加
    - A) 子供たちの市民参加は進んでいるのか。条例にも記載のあるように、このまちの将来を担う子供たちに、市民参加の大切さを知ってもらうための事業はこの6年どれほどあったか検証してみなくてはならない。子ども会議等など制定時にも議論があったところ。札幌市では先日、「子ども議会」が開かれている。(委員)
  - 今はメールでのやり取りも主流になりつつあります。市民の意見窓口もメールでの受付が可能であると気軽に参加しやすいと思います。(30代)(市民アンケート)⇒メールのほか、「市民の声」という投稿フォームもあります。
  - 以前、公園整備に小学生の意見を受け付けているのを見て「良いことだなあ」と思いました。積極的に市に働きかけるかどうかに関わらず、市民それぞれに、問題意識を持つ分野があると思います。その問題意識をうまくすくいあげるようなやり方がほしいです。(30代)(市民アンケート)
  - 町内会経由の意見主体で、あまり若い人たちの実感を反映していないような気がする。(30代)(市民アンケート)

### 3 市民参加の対象事項と手続きの選択方法について

市民参加の対象事項とする政策等の条件について、市民参加手続きの選択方法や実施時期について

- 市民参加手続きの対象の再検討
  - A) 他市と比べて対象が多く、軽減を求める声もある。(事務局)
  - B) 他の自治体と比べて、市民参加の対象が多い。予算などは条例通りやれば、予算全体を市民参加の対象とする必要があるが、現在の運用では新規事業に絞っている。予算以外でも同じように、対象を絞り込むやり方でもいいのでは。(委員)
  - C) 総合計画など、市の方向性については、市長選挙によってすでに市民の意見が反映されている、という考え方もある。市民参加は具体的な事業に落とし込んだ時点でも良いのではないか。(委員)
  - D) パブリックコメントにおいて、市民の反応が低い理由の一つは、パブリックコメントの対象が広すぎるのではないか？対象を絞るのも改善方法の一つと思う。(庁内アンケート)
  - E) 市民が関心を持たない政策についてはパブリックコメントの対象外とすることも検討してはどうかと考えます。(庁内アンケート)
  
- 市民参加条例第 5 条第 12 号「当初予算の作成」については、条例施行以来毎年パブリックコメントが実施されてきた。しかし、対象となるのは予算のうち新規事業に限定されてきたのはなぜなのか。新規事業以外の予算は第 2 項に該当すると考えられるのか。条例の趣旨である当初予算を市民参加型で作成しようという考えからすると、予算全般について対象としてもよいのではないか。また、パブリックコメントの時期についても予算編成方針が出された時からとした方がよいのではないか。(委員)
  
- 市民参加手続き手法の選択方法
  - A) 市民参加手続き手法は、現在パブリックコメントと審議会に偏っている状況である。市民参加手続きの事前評価は行っているが、どの市民参加手続き手法を選択するのは担当課任せとなっている。(事務局)
  - B) 参加者数はアンケート調査が群を抜いて多い。人数だけで判断するならアンケート調査でやっていってもいいと思う。(委員)
  - C) 案件によっては、市民意識調査や市民会議、審議会等の市民参加手続きを経て、さらにパブリックコメント、とまで重複しているものもある。行政にはスピード感も必要ではないか。(委員)
  - D) すべての案件に使えるわけではないが、ワークショップは立ち上げの時から市民の参加を得るものなので、関心を持ってもらうには良い手法ではないか。(委員)
  
- 条例の中の定義では、議会も市の中に含まれています。議会の市民参加は進んでいるでしょうか。議会事務局含め議会はもっと市民の声を集める努力が必要。(委員)

- 市民参加条例の施行後 6 年が経ちそろそろ条例を見直してはいかがでしょうか。主に前回の市民委員会で踏み込めなかった議会について議論し条例に盛り込むことも考えてはどうか。これは、前回の市民委員会で議会について「市」の定義の中に入れることで、お茶を濁した経緯もあり、議会基本条例が進まない中では市民参加条例で議会の役割も明確にするべきではないか。議会のことは議会におまかせしたいところだが、一向にその気運が無い様だ。(委員)

## 4 市民参加推進会議について

市民参加の運用評価の方法や、市民参加推進会議のありかたなどについて

- 市職員の市民参加意識
  - A) 市の職員の意識については、参加手続きを条例に従って実行するという点に関してはかなり定着してきていると思われる。今後はさらに踏み込んで、さらに多くの市民意見を集めることや、集められた意見を政策に積極的に生かすことを目指すべき。(委員)
  
- 市民参加制度の運用評価について
  - A) 新庁舎建設における市民参加は適切に行われているのかの検証は推進会議で議論されているのか。議事録をざっと見たところ言及がないようだ。市民説明会が実施された数日後に基本設計の決定がなされている。これでは、市民説明会の意見を反映させることができない。形ばかりの説明会になっていないか。\*H25.8にパブリックコメント(委員)
  - B) 条例の運用の評価方法の見直し  
 現在は、対象事業(〇〇条例の制定など)ごとに事前評価・事後評価を行っているが、市民参加手続き手法別に運用状況や効果を検証すべきとの意見もある。(例えば、市全体として審議会の運用方法(事前の資料配布や会議の公開など)は適切に行われているかどうかを検証を行う、など。)また、現在の評価調書は、意見提出者の年代に関する項目がないなど、見直しの検討が必要だと思われる。(事務局)
  
- 市民参加推進会議委員の任期
  - A) 現在、再任は1回のみとされているが、成熟した議論を進めるため改正の必要があるのではという声もある。(事務局)
  - B) 推進会議の委員に関して条例では、2期までとしているが、「附属機関等の設置、運営及び委員の選任に関する取扱い」と整合性を持たせるために条例の改正が必要と考える。(委員)
  
- 市民に関心のある案件については、市民の声が反映されているか再点検が必要(委員)
  - A) 市民の「生活の質」向上として、市民憲章および「豊市熟民」また「6万市民総活躍社会」という概念に基づいて発言するが、市内での自殺者、生活保護世帯、障がい者の雇用、高齢者のためのいきがい創出、等々、老若男女が快く生活できる環境づくりについて、改善するための方策を、市民も参加して議論し、実行に移せる体制構築について、ビジョンと工程表は準備されているか。
  - B) 「教育」について、「不登校」や「いじめ」の問題、「落ちこぼれ」の問題はたいへん重要と考えているが、同時に優秀な子どもたちをさらに啓発したり、伸ばすような具体策について、市民の声を聞く場は用意されているか。例としては、塾に通う経済的余裕がない子どもに、ボランティアで市民(退職教員等)がサポートするような市民参加の体制が実現できる環境はあるか。また、意欲のある青少年のための、英語による外国人(主にALT)との交流の場は多様にあるか。

- C) 「少子化問題」について、出産・育児、また「結婚希望者」にかかわる、精神的・経済的等のきめの細かいサポートが構築されているかどうか、市民の声を聞く機会があるか。
- D) 「働きたい人」が働けるためのサポートが、二重、三重と用意されているかどうかについて、市民の声を聞く機会があるか。
- E) 生活保護を受給する条件に合わない人が不当に受給しているような現状がないか。反対に受給すべき人を見逃されているようなケースがないか、個人情報大切にしながら、市民も受給決定に参加するようなシステムは作れないか。(要するに税金が適正に支出されているかどうかをチェックする体制について、市民参加はなされているか)
- F) 北広島市の「ふるさと納税制度」について、市民の声は反映されているか。
- G) 健全な市民育成のための、たいへん素晴らしい市民憲章の精神は、市政全般と市民生活にきちんと反映されているか、市民の声を聞く機会があるか。「広報」に市民憲章を毎回(小さくても)掲載してはどうか。また、「広報」の編集に市民はどの程度参加しているのか。
- H) 日本版C C R C\*の議論も始まったばかりだが、住環境に優れている北広島市は、高齢者の移住について、どういう対応をするかについて、市民の声を聞く機会があるか。
- \* Continuing Care Retirement Community。地域社会において健康でアクティブな生活を送るとともに、医療介護が必要な時には継続的なケアを受けることができるような地域づくり。
- I) 介護が必要な時には継続的なケアを受けることができるような地域づくり
- J) 日本は「無縁社会」の傾向が強まり、「孤独死」の問題もあるが、市民ボランティアの制度や組織をもう一度見直して、憲章にもある「きずな」の精神を具現化するために、市民に何ができるのか、市民の声を聞く機会があるか。
- K) 1月号の「広報」に掲載された、総合戦略の4つの「基本目標」について、シンポジウムは1月22日に開催されたが、これに関わる他の市民参加方法である、市民政策提案、市民説明会、パブリックコメント、ワークショップ、市民の声、等でできるだけ市民の参加を得られる機会を設定しているか確認してほしい。
- ⇒H27年度第2回市民参加推進会議において、H27年度に実施する市民参加手続きについて事前評価していただいています。実施結果についてはH28年度の会議の中で事後評価を行っていただくこととなっています。
- 「きたひろしま市民会議」について、計画段階で推進会議での説明・議論がされていない。基本計画に基づく市民参加推進事業に関しては推進会議で議論すべき。(委員)
- ⇒H26年度第2回市民参加推進会議の協議事項(3)『北広島市行財政改革実行計画における「市民参加の推進」について』において、「無作為抽出による市民討議会」の実施について説明している。